

5月13日(金)から運転免許証更新手続きが変わります！

滋賀県警察本部交通部運転免許課 ☎077・585・1255(代表)

●75歳以上の運転免許証更新手続きが変わります！

運転技能検査が新設され、75歳以上の運転免許(普通自動車対応免許)を持つ人で、重大事故につながりやすい信号無視などの一定の違反歴がある場合、運転免許証更新時に運転技能検査を受検しなければなりません。(大特・小特・二輪・原付の免許のみを持つ人は対象外です。)※検査の結果が一定の基準に達しなければ、運転免許の更新ができません。

●サポートカー限定免許が導入されます！

申請により運転免許に対象車両を安全運転サポートカーに限定するなどの条件を付与できます。申請者の年齢や申請の時期に制限はありません。ただし、限定条件を解除する際は審査が必要になります。サポートカー限定免許の人がサポートカー以外の車を運転した場合は、道路交通法違反になります。

交通遺児援護団体おりづる会をご存知ですか？

滋賀県公益財団法人おりづる会事務局(滋賀県庁 道路保全課内) ☎077・528・3682

交通事故で保護者を亡くした県内在住の子ども(0歳~18歳に達した学年の3月まで)に対して奨学金、新入額給付金などの支給や、夏のレクリエーションなどの厚生援護事業を行っています。詳しくは、[お問い合わせ](mailto:ori-zuru@ori-zuru.or.jp)ください。

けいたくんの交通安全プロジェクト

滋賀県警察公式YouTubeチャンネルで交通安全啓発動画を配信中です。



滋賀県警察公式 YouTube チャンネルへのアクセスは、こちらから。
<https://www.youtube.com/user/ShigaPoliceOfficial>

4月6日(水)~15日(金) 春の全国交通安全運動が実施されます!!

滋賀県危機管理・防災課(東庁舎) ☎71・2311 ☎72・2000

●重点項目

①子どもを始めとする歩行者の安全確保

運転者は、子どもや高齢者を見かけたら、徐行や一時停止するなどして、思いやり運転を心がけましょう。歩行者も、交通ルールを守りましょう。

②歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

飲酒運転は犯罪です。少しでもお酒を口にしたら運転はやめましょう。無理な追い越しや割り込みなどの妨害運転は大変危険です。周りの車の動きに十分注意して、安全な速度と十分な車間距離を保って運転しましょう。

③自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

自転車も車やバイクと同じ車両です。ヘルメットを着用し、交通ルール・マナーを守って運転しましょう。被害者とならないだけでなく、加害者にならないよう注意して運転しましょう。

④横断歩道利用者ファースト運動の推進

信号機のない横断歩道では、歩行者が優先です。運転者は、横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいるときは、一時停止しましょう。また、歩行者は、手をあげるなどして横断する意思表示をしましょう。



自転車保険に加入しましょう

滋賀県では、自転車に乗るすべての人に、自転車保険に加入することが義務付けられています。近年、自転車の運転者が加害者となる事故が増加し、高額な損害賠償命令が出る事例が増えています。万が一に備えて、自分に合った保険に加入しましょう。

自転車保険に加入していますか？

あなたが加入している保険証券などを、お手元にご用意ください。左下のチェックリストで確認してみましょう。

- ✔ 自転車向けの損害賠償保険・共済に加入している
- ✔ その他の損害保険などに加入しており、「個人賠償責任特約」を付帯している
 - 自動車保険 ●火災保険 ●傷害保険
 - 共済 ●団体保険 など
- ✔ TSマーク付帯の保険に加入している

自転車保険に未加入です

未加入の場合は、自分にあった保険に加入しましょう

- ▶ 加入している保険会社・共済に相談
- ▶ 滋賀のけんみん自転車保険制度
お問合せ先
TEL:0570-031965
URL:<https://shiga-hprtsa.jp/>
(一般社団法人自転車安全対策協議会)
- ▶ 自転車店に相談
<TSマーク付帯保険>
自転車安全整備士が点検整備した自転車に貼付することができ、傷害保険、対人賠償責任保険が付帯。

いずれかにチェックが入れば
自転車保険に加入しています

補償内容については、加入している保険会社や共済へご確認ください。